

宮城県保健福祉部

1. 介護医療機関の指定

[指定事業種類] 訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導

2. 生活保護法指定医療機関

宮城県大崎保健所

1. 介護医療機関の指定

[指定事業種類] 涌谷町・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導

2. 生活保護法指定医療機関

当院は保険医療機関として指定されており、下記の施設基準を東北厚生局へ届出しています

施設基準

1. 精神病棟入院基本料 15 対 1 入院基本料 3 棟 173 床

看護職員配置 15:1

2. 看護補助加算 2

入院患者 50 に対しその端数を増すごとに 1 に相当する数以上配置しています。

3. 電子的診療情報連携体制整備加算 3

電子的な診療情報・薬剤情報を診療に活用できる体制を整備しています。

4. 薬剤管理指導料

医薬品情報室を有し、薬剤師が入院患者ごとに作成した薬剤管理指導記録により適切な患者指導を行っています。

5. 入院時食事療養 I

医師の発行する食事箋に基づき管理栄養士が管理する食事を適時、適温で提供し十分な栄養指導を行っています。

6. 精神科デイケア・ショートケア（小規模）

社会生活機能の回復を目的とし、医師及び、専従する 2 人の精神保健福祉士又は、看護師を配置しています。

7. 医療保護入院等診療料

常勤の精神保健指定医を配置し医療保護入院等に係る患者に対する行動制限を必要最小限とするための必要な委員会を設置しています。

8. 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

職員の賃金改善を行い、医療従事者の処遇改善に取り組んでいます。

9. 入院ベースアップ評価料 23

職員の賃金改善を行い、医療従事者の処遇改善に取り組んでいます。

当病院は以下の項目について使用料、利用回数に応じて自費の負担をお願いしております。

1. 保険適用外衛生材料等(紙オムツ等)
2. クリーニング代
3. 代行業務料(私物保管、小遣通帳払戻し手続、日用品等購入、付添同行等)
4. 施設利用費等(コインランドリー、娯楽費等)
5. 文書料、文書記入時必要検査料
6. その他(切手代、コピー代等)
7. 故意に破損した物品の弁償

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。